



平成 28 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 トラストホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 喜久田 匡宏
(コード番号：3286 東証マザーズ・福証Q-Board)
問合せ先 専務取締役 矢羽田 弘
(TEL. 092-437-8944)

当社連結子会社による不正な会計操作に関する再発防止策等のお知らせ

当社は、当社連結子会社であるトラストネットワーク株式会社（以下、トラストネットワーク）の不正な会計操作（以下、本件）につきまして、平成 28 年 12 月 6 日付「調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」においてお知らせいたしました通り、調査委員会からの再発防止策の提言に基づき、検討してまいりました。その結果、本日開催の取締役会において下記の再発防止策等を決議いたしましたのでお知らせいたします。

株主、投資家の皆様、市場関係者の皆様及び取引先の皆様に、多大なご迷惑をおかけいたしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

今後は、下記の再発防止策を実行し、コンプライアンスを徹底して遵守することにより、皆様からの信頼回復に努めてまいります。何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策

(1) コンプライアンス体制の強化

①当社グループ役職員の意識改革

当社グループ役職員に対するコンプライアンス教育は、主に入社時研修等にて実施するほか、不定期ではありますが、グループ全体で行う各種会議等にてコンプライアンスの重要性について説明するという方法にて実施しております。今後は、研修計画を作成し、内容を充実させた定期的な研修を実施いたします。また、役職員の会計的知識が不十分であったことが、本件の一因であることから、会計処理の知識や実務能力の向上のための研修についても計画的に行ってまいります。

特に役員、管理職に対しては、本件不正な会計操作が与える影響の重要性について十分に共有、理解した上で、現在月 2 回実施しているグループ全体で行う社内研修会にて、社内ルールを理解と遵守及び適正な財務諸表を作成することの重要性等コンプライアンス関連の事項を研修テーマとして採り上げる等、継続したコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

②内部通報制度の周知徹底

当社グループでは、外部の弁護士を窓口にした社内通報制度を設けており、その制度内容及び運用方法につきましては「コンプライアンスマニュアル」に定め、グループ全社に適用しております。

内部通報制度につきましては、入社時研修、社内イントラネットへの掲載等により周知しておりますが、今後は、グループ全体で行う社内研修会及び会議等を活用し、全役職員に内部通報制度の周知を行い、目的の理解及び利用の活性化に取り組んでまいります。

(2) グループ会社の管理体制の強化

①グループ会社管理の徹底

当社グループでは、グループの経理・財務・総務・労務等といった管理業務の大部分を連結子会社である株式会社ジーエートラスト（以下、ジーエートラスト）にて行っておりますが、本件が発生したトラストネットワークの経理業務については、自社で全て行う体制としておりました。

本件の発生を受け、直接関与したトラストネットワークのウォーター事業部門及びアミューズメント事業部門の経理業務についてジーエートラストへ移管し、牽制機能を強化し、リスクの早期発見及び不正防止を図る体制といたします。

②モニタリング機能の強化

グループ会社の主要指標、数値等の動向について随時チェックを行い、関係部署で共有化する等、モニタリング機能を強化し、数値上の異常を見逃すことなく、不正リスクのある取引を早期発見する体制を整えます。

また、モニタリング体制を実現し、有効に機能させるため、関係会社管理規程及び職務権限規程の見直しを行い、改訂が必要な場合には早急に実施いたします。

③予算管理方法の見直し

事業年度当初に立てた予算と実績値の乖離が進んでいくことがトラストネットワークの経営陣のプレッシャーになり、本件発生の一因となったとの調査報告を受けまして、予算管理方法の見直しを検討してまいります。

具体的には、社内管理用の予算として、グループ各社ごとの実態に合わせ、例えば四半期ごと、1ヵ月ごとのローリング予算にする等、環境の変化等に応じて随時修正できる方法の採用を検討、実行してまいります。

(3) 監査機能の強化

①内部統制評価範囲の拡大

本件の発生した広告宣伝費支払取引は、従来、その取引額が当社グループのなかでは重要性が低かったことにより、内部統制の評価対象とはなっておりませんでした。

したがって、不正リスクの観点から、広告宣伝費支払取引を重要な勘定科目として内部統制の評価対象とし、業務フローを見直し、内部統制の強化を図ってまいります。

②内部監査の充実

内部監査につきましては、監査方法の改善、監査実施対象範囲の拡大、実施頻度の向上等を検討し、必要に応じて内部監査規程の改訂を行います。

また、監査役会との連携を緊密にし、内部監査の充実を図ってまいります。

(4) 取引先との関係の適正化

①依存度の高い取引先との取引の適正化

取引先の売上の大部分を当社グループ各社との取引が占めるような場合におきましては、取引先への甘えや馴れ合いが手伝って、本件のような不正に繋がる可能性が否定できませんので、そのような取引先との取引内容につきましては、定期的にモニタリングを行います。

②契約書面の締結

各種取引における対価の決定方法や支払時期等の重要事項につきましては、取引先との間で契約書面を締結して明確にし、契約書面の内容に沿って取引を行うことで、曖昧さを排除し、取引先との馴れ合いによる不正を未然に防いでまいります。

2. 処分等について

本件の発生を厳粛に受け止め、経営責任を明確にするため、以下の通り処分を行います。

(1) トラストネットワーク株式会社の役員退任

代表取締役社長 本日付で退任

(2) 当社取締役の報酬の減額

代表取締役会長 報酬月額 30%減額 1 ヶ月

代表取締役社長 報酬月額 30%減額 1 ヶ月

専務取締役 報酬月額 30%減額 1 ヶ月

なお、トラストネットワーク関係者につきましては、社内規程に基づき、厳正な社内処分を行う予定です。

以 上